

第139期 定時株主総会 招集ご通知



■ 開催日時

2021年6月23日（水曜日）午前10時

■ 開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店9階会議室
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

郵送またはインターネットによる 議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後5時15分

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り
郵送またはインターネットによる議決権の事前行使を
お願いいたします。

ご出席される場合には、マスクの持参・着用などの感染
予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますよう
お願い申し上げます。また、株主総会会場において、
感染予防のために必要な措置を講じる場合もござい
ますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会ご出席者へのお土産はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

第139期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きに ついて	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く）10名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任 の件	13
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役 および社外取締役を除く）に対する ストックオプションの内容決定の 件	14
(添付書類)	
事業報告	18
計算書類	46
連結計算書類	48
監査報告書	50
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

証券コード 8345
2021年6月1日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩 手 銀 行**

取締役頭取 **田口 幸雄**

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めてご検討いただき、**可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時
2 場 所	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
3 株主総会の 目的事項	報告事項 1.第139期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第139期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプションの内容決定の件

4 議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類5頁～17頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2021年6月23日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また紙資源節約のため、「第139期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

郵送による議決権行使



行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように郵送ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後5時15分送信分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

[複数回にわたり行使された場合の取扱い]

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ (<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から、当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスいただくことによつてのみ可能です。

議決権行使期限

2021年6月22日（火）
午後5時15分送信分まで

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

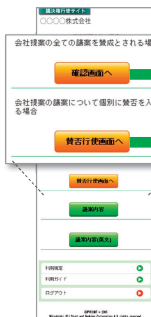
2回目以降にログインの際は、次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

1 QRコードを読み取る



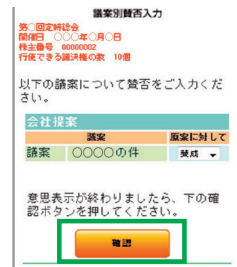
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

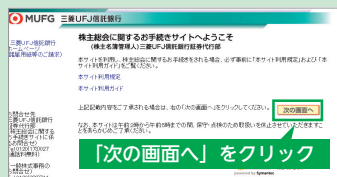
画面の案内に従って
行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1

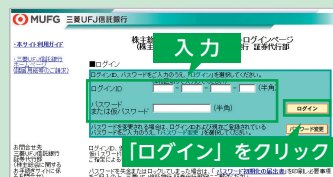
議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

2

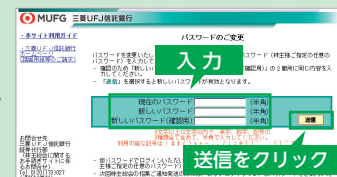
お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3

現在のパスワードを「現在のパスワード」に、新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



送信をクリック

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



以降、画面の案内に従い
議決権をご行使ください。

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- スマートフォンまたはパソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第139期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 30円 なお、この場合の配当総額は527,833,380円となります。これにより、すでにお支払いしております中間配当金1株につき30円と合わせ、年間の配当金は1株につき60円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 2,000,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）10名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、取締役候補者は指名・報酬諮問委員会の審議を経て適切に指名されており、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	(男性) たか はし まさ ひろ 高 橋 真 裕 再任	代表取締役会長	14回/14回 (100%)
2	(男性) た ぐち さち お 田 口 幸 雄 再任	代表取締役頭取	14回/14回 (100%)
3	(男性) さ と う もとむ 佐 藤 求 再任	専務取締役	14回/14回 (100%)
4	(男性) さ さ き やす し 佐々木 泰 司 再任	常務取締役	14回/14回 (100%)
5	(男性) いし か わ けん せい 石 川 健 正 再任	常務取締役	14回/14回 (100%)
6	(男性) にい さと しん じ 新 里 真 士 再任	常務取締役	11回/11回 (100%)
7	(男性) いわ やま とおる 岩 山 徹 新任	執行役員 総合企画部長	—
8	(男性) たか はし あつし 高 橋 温 再任 社外 独立	社外取締役	14回/14回 (100%)
9	(男性) う べ ふみ お 宇 部 文 雄 再任 社外 独立	社外取締役	14回/14回 (100%)
10	(男性) みやの や あつし 宮野谷 篤 再任 社外 独立	社外取締役	11回/11回 (100%)

(注) 新里真士氏、宮野谷篤氏は、2020年6月23日の取締役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

候補者番号

1

た か は し ま さ ひ ろ
高橋 真裕 (男性)

(1950年12月25日生)

再任

所有する当行株式の数 6,100株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4 月	当行入行	2002年 7 月	同	執行役員審査部長
1996年10月	同 平舘支店長	2003年 6 月	同	常務取締役
1998年10月	同 審査部審査役	2007年 6 月	同	代表取締役頭取
2000年 4 月	同 審査部長	2014年 6 月	同	代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

2007年6月の代表取締役頭取就任以来、当行の経営を的確・効率的に担っております。2014年6月からは代表取締役会長に就任しており、豊富な経験と実績により銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

た ぐ ち さ ち お
田口 幸雄 (男性)

(1953年9月28日生)

再任

所有する当行株式の数 3,900株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4 月	当行入行	2009年 6 月	同	取締役東京営業部長
2003年 6 月	同 個人営業部長	2010年 6 月	同	常務取締役
2006年 7 月	同 執行役員個人営業部長	2013年 6 月	同	専務取締役
2007年 6 月	同 執行役員東京営業部長	2014年 6 月	同	代表取締役頭取（現任）

■ 取締役候補者とした理由

2009年6月の取締役就任以来、東京営業部長のほか、審査・営業・市場・企画部門等を統括するなど、本部・営業店いずれの業務についても経験が豊富であり、バランス感覚に優れております。2014年6月からは代表取締役頭取として当行の経営を担っており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さとう
佐藤

もとむ
求

(男性)

(1961年2月13日生)

再任

所有する当行株式の数 1,900株

取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2015年7月	同	執行役員システム部長	
2005年10月	同	緑が丘支店長	2016年6月	同	取締役システム部長
2008年10月	同	事務開発部長代理	2017年7月	同	取締役事務統括部長
2009年4月	同	事務開発部副部長	2018年6月	同	常務取締役
2011年7月	同	事務開発部長	2020年6月	同	専務取締役(現任)
2013年4月	同	システム部長			(統括補佐・システム部・事務統括部・DX Lab担当)

取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・営業企画・システム部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2011年7月からは部長、2015年7月からは執行役員、2016年6月からは取締役としてシステム部門を統括、2018年6月からは常務取締役として人事・リスク統括・事務統括・システム部門を統括、2020年6月からは専務取締役として代表取締役の統括補佐をするなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ささき
佐々木

やすし
泰司

(男性)

(1961年6月23日生)

再任

所有する当行株式の数 2,520株

取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2013年4月	同	リスク統括部長兼金融商品管理室長	
2005年10月	同	人事部長代理			
2009年4月	同	遠野支店長	2015年6月	同	総合企画部長
2012年6月	同	リスク管理部長兼金融商品管理室長	2016年6月	同	取締役総合企画部長
			2018年6月	同	常務取締役(現任)
					(総合企画部・総務部担当)

取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・リスク管理・企画部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2012年6月からはリスク管理部長、2015年6月からは総合企画部長を務めたほか、2016年6月からは取締役、2018年6月からは常務取締役として、総合企画部門を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者番号

5

いし かわ けん せい (男性)
石川 健正

(1961年5月27日生)

再任

所有する当行株式の数 900株

取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2013年4月	同	市場金融部長	
2003年11月	同	日高支店長	2016年6月	同	東京営業部長
2005年6月	同	市場金融部主任調査役	2016年7月	同	執行役員東京営業部長
2006年2月	同	市場金融部長代理	2019年6月	同	常務取締役(現任)
2009年6月	同	市場金融部副部長			(審査部・市場金融部担当)
2010年6月	同	一戸支店長			

取締役候補者とした理由

営業店長のほか、市場部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2013年4月からは市場金融部長、2016年7月からは執行役員東京営業部長、2019年6月からは常務取締役として審査・市場金融部門を統括するなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

にい さと しん じ (男性)
新里 真士

(1964年12月9日生)

再任

所有する当行株式の数 600株

取締役会の出席状況 11回/11回 (100%)

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2016年4月	同	リテール戦略部長	
2006年4月	同	個人営業部主任調査役	2018年4月	同	執行役員リテール戦略部長
2008年4月	同	個人営業部営業推進役	2020年6月	同	常務取締役(現任)
2009年10月	同	総合企画部長代理			(法人戦略部・リテール戦略部担当)
2013年4月	同	大槌支店長			

取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・個人営業・企画部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2016年からは部長、2018年からは執行役員としてリテール戦略部長を務めたほか、2020年からは常務取締役として法人戦略部・リテール戦略部を統括するなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

いわやま
岩山とおる
徹

(男性)

(1965年10月15日生)

新任

所有する当行株式の数 600株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2015年 4 月	同	市場金融部副部長
2006年 4 月	同 仙台営業部長代理	2016年 6 月	同	市場金融部長
2008年 7 月	同 大崎支店開設準備委員長	2018年 4 月	同	執行役員市場金融部長
2008年11月	同 大崎支店長	2019年 6 月	同	執行役員東京営業部長
2010年 4 月	同 総合企画部長代理	2020年10月	同	執行役員総合企画部長（現任）
2014年 4 月	同 総合企画部副部長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、企画部門・市場部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2016年6月からは部長、2018年4月からは執行役員として市場金融部長を務めたほか、2019年6月からは執行役員東京営業部長、2020年10月からは執行役員総合企画部長を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

8

たかはし
高橋あつし
温

(男性)

(1941年7月23日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当行株式の数 1,000株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回（100%）

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1965年 4 月	住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行	2011年 4 月	同 相談役
		2011年 6 月	当行取締役（現任）
1991年 6 月	同 取締役業務部長	2011年 6 月	京王電鉄株式会社取締役（現任）
1993年 6 月	同 常務取締役企画部長	2016年 7 月	三井住友信託銀行株式会社特別顧問
1995年 2 月	同 常務取締役	2018年 7 月	同 名誉顧問（現任）
1997年 6 月	同 専務取締役	（重要な兼職の状況）	
1998年 3 月	同 取締役社長	三井住友信託銀行株式会社名誉顧問	
2005年 6 月	同 取締役会長	京王電鉄株式会社取締役	

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2011年3月まで住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）の取締役会長を務め、現在は同社の名誉顧問であるほか、京王電鉄株式会社の社外取締役を務めております。引き続き、金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたしました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者番号

9

う べ ふ み お
宇部 文雄

(男性)

(1948年5月13日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当行株式の数 1,200株

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4 月	東北電力株式会社入社	2012年 6 月	同 退任
2005年 6 月	同 執行役員秘書室長	2012年 7 月	一般社団法人東北経済連合会副会長
2007年 6 月	同 上席執行役員東京支社長	2013年 6 月	当行取締役 (現任)
2009年 6 月	同 常務取締役支店統轄	2015年 6 月	東北生産性本部長
2010年 6 月	同 取締役副社長		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2012年6月まで東北電力株式会社の取締役副社長を務めたほか、一般社団法人東北経済連合会副会長、東北生産性本部長等を歴任しております。引き続き、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

候補者番号

10

み や の や あつし
宮野谷 篤

(男性)

(1959年4月3日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当行株式の数 0株

■ 取締役会の出席状況 11回/11回 (100%)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4 月	日本銀行入行	2018年 6 月	株式会社N T T データ経営研究所 取締役会長 (現任)
2008年 5 月	同 政策委員会室秘書役		
2010年 5 月	同 金融機構局長	2019年 6 月	ダイビル株式会社取締役 (現任)
2013年 3 月	同 名古屋支店長	2020年 6 月	当行取締役 (現任)
2014年 5 月	同 理事大阪支店長		(重要な兼職の状況)
2017年 3 月	同 理事 (金融機構局・発券局・ 情報サービス局担当)		株式会社N T T データ経営研究所取締役会長 ダイビル株式会社取締役
2018年 5 月	同 退任		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2018年5月まで日本銀行の理事を務め、現在は株式会社N T T データ経営研究所の取締役会長であるほか、ダイビル株式会社の社外取締役を務めております。金融政策に関する豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。

また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋温氏、宇部文雄氏、宮野谷篤氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、高橋温氏、宇部文雄氏、宮野谷篤氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 高橋温氏、宇部文雄氏、宮野谷篤氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 高橋温氏 10年
宇部文雄氏 8年
宮野谷篤氏 1年
4. 高橋温氏は、当行の取引先である三井住友信託銀行株式会社の名誉顧問であります。当行と三井住友信託銀行株式会社との間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出残高はございません。したがって、独立性は十分に確保されていると考えております。
5. 宇部文雄氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。当行と東北電力株式会社との間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高および貸出金残高は、当行の総預金残高および総資産残高のそれぞれ1%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されていると考えております。
6. 宮野谷篤氏が取締役会長を務める株式会社N T T データ経営研究所と当行の間には、取引関係はありません。
7. 当行は、社外取締役候補者高橋温氏、宇部文雄氏、宮野谷篤氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。3氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期途中で同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査・監督機能の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふじ さわ しゅう いち
藤澤 秀一 (男性)
(1964年11月4日生)

新任

所有する当行株式の数 1,200株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2016年4月	同	リスク統括部副部長	
2006年4月	同	融資管理部長代理	2017年6月	同	監査部長
2013年4月	同	リスク統括部長代理	2020年7月	同	執行役員監査部長（現任）
2013年6月	同	高田支店長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、リスク管理・監査部門での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2017年6月からは部長、2020年7月からは執行役員として監査部長を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正、効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有していることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 藤澤秀一氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプションの内容決定の件

当行は、2018年6月22日開催の当行第136期定時株主総会においてご承認いただいた「年額80百万円以内」の範囲で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

今般の会社法改正に伴い、ストックオプションとしての新株予約権の内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、一部内容（下線部分）を追加した下記新株予約権の内容につき、改めてご承認をお願いしたいと存じます。なお、当行第136期定時株主総会においてご承認いただいた「年額80百万円以内」の株式報酬型ストックオプションの報酬枠について変更はございません。

現在の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は7名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は7名となります。

当行は、取締役会の決議により「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めておりますが、本議案は当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容となっております。なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、指名・報酬諮問委員会の審議を経て適切に策定されており、その内容は妥当であると判断いたしました。

新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の総数

300個を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合、およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当行普通株式30千株を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

3. 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された新株予約権の公正価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当行取締役会で定める期間とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

当行は、以下（1）、（2）、（3）、（4）または（5）の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

（1）当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

（2）当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

（3）当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

（4）当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 新株予約権のその他の内容等

上記 1 から 8 の細則および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものとする。

以 上

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1. から6. に該当する者
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. まですで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

（融資取引）当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合

（預金取引）当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合

第139期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

2020年度の国内経済については、年度前半は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言などにより個人消費など国内需要が急速に縮小しました。このほか、輸出も大幅なマイナスとなるなど内外需が総崩れの状況となり、7月以降はプラス成長に転じたものの、大幅な落ち込みの反動の側面が強いほか足許では個人消費の減速感が強いなど、総じて新型コロナウイルスの影響により大きな下押し圧力がかかる展開となりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の状況については、住宅投資が弱い動きで終始し、設備投資も大幅なマイナスとなりましたが、公共投資は前年を上回る水準となったほか、個人消費や生産活動は概ね持ち直しの動きとなりました。

金融市場においては、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により、長短金利の水準は概ねゼロ％程度で推移しました。当年度末における短期金利（無担保コール翌日物）は△0.044％、長期金利（新発10年国債）は0.120％となりました。

③ 事業の経過および成果

当事業年度は、2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～To the Next～」の2年目として、お取引先企業の業績の改善や向上に向けた各種支援のほか、個人のお客さまに対しては安定的な資産形成や利便性向上に資する商品・サービスの提供などを通じて地域の皆さまが抱える課題の解決に注力しました。また、地域の次世代を支える新たな産業の育成・振興を支援するとともに、持続可能な地域社会の実現に向けた取組みを強化しました。

○新型コロナウイルスの影響拡大に伴う対応

新型コロナウイルスの拡大により事業継続に影響を受けているお取引先を支援するため、2020年2月から全店に経営相談窓口を設置したほか、翌3月には本部組織を横断した「地域支援チーム」を組成し、支援体制を強化しました。当初は資金繰り対応が中心でしたが、新型コロナウイルスの影響が長引く中で、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた生産性の向上や販路開拓などの本業支援に軸足を移した活動を行っています。

2020年度においては、事業者の皆さまの資金ニーズに対して積極的に対応した結果、2021年3月末までの新型コロナウイルス関連貸出の実績は5,139件1,275億円となりました。また、新型コロナウイルスの影響によりご返済条件を変更するお客さまには、変更手数料の免除を行っています。

コロナ禍においては非対面取引が増加していることを踏まえ、ECサイトへの参入や活用事例を紹介するオンラインセミナーとして「いわてECセミナー」をシリーズ化して開催し、EC（電子商取引）の浸透やニューノーマル時代におけるお取引先のデジタル化を後押ししたほか、雇用調整助成金や事業再構築補助金などの活用方法をテーマとしたオンラインセミナーを開催し、お取引先の事業継続を支援しました。

また、寄付プロジェクト「Cheer Up Iwate」を実施し、お客さまにオンラインでお取引いただいた件数や、当行のクレジットカード「Ibe One」およびいわぎんデビットカード「Saku Saku!」をご利用いただいた金額に応じ、岩手県に対し寄付金を贈呈しました。寄付金は新型コロナウイルス感染予防対策費用や県内事業者への新型コロナウイルス対策支援費用として活用されます。当プロジェクトは2021年3月末までに2回実施し、合計で4.7百万円を寄贈しました。

○地域の経済活性化・地方創生への取組み

<経営支援>

当行は企業の事業内容や成長可能性を適切に把握し、ライフステージに応じた経営課題への解決策を提案する事業性理解の取組みにより、地域のお取引先企業との関係性強化に努めています。事業性理解の取組みを通じて地域金融機関の本来的使命である地域への円滑かつ安定的な資金供給に積極的に取組んでいるほか、関連会社であるいわぎん

事業創造キャピタルと共同で組成したファンドを通じて岩手の産業活性化に挑戦するベンチャー企業等の資金調達を支援しています。

販路の開拓・拡大、輸出などの海外展開の支援として毎年各種商談会を実施していますが、2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン商談会を中心に実施しました。北東北三行（当行、青森銀行、秋田銀行）の共同により「Netbix 地場産品Web商談会」を開催したほか、全国の地方銀行が主催する「地方銀行フードセレクション データベース商談会」に参画しました。また、「いわて食の大商談会2020」は感染対策を講じて対面形式で実施しました。

※Netbix…Network For Business Information Exchange（ビジネス情報交換ネットワーク）の略称。当行、青森銀行、秋田銀行の北東北三行が、相互の支店網や情報収集力を活かして法人のお客さまに対するサービス向上を図るため、2003年4月に発足した連携組織。

<産業育成・振興>

岩手県内では、企業の解散・廃業件数が高止まりしていることに加え、進学・就職期にあたる若者の県外流出が増加傾向にあります。当行では、これらの課題に対し地域の産業や雇用を守るための事業承継やM&Aニーズに積極的に取り組むとともに、「リエゾンーI 研究開発事業化育成資金」の贈呈事業などにより、地域に新たな雇用を創出する起業・創業を後押ししています。2020年度は8社に計11百万円の事業化育成資金を贈呈、2021年3月末までの贈呈実績は延べ124件1億69百万円となりました。

また、岩手県における地方創生や地域活性化に関心の高い方を対象として、地域活性化の手法やIターン・Uターンの実際の事例を紹介するオンラインセミナーを株式会社地域経済活性化支援機構やいわぎんコンサルティング株式会社とともに開催しました。

<社会貢献>

法人向けローンでは、貸出金利収入の一部を岩手県が推進する事業に寄付する法人向けローン「いわぎん寄付型ローン『エールいわて』」を取扱いして、ご利用いただいたお客さまのご厚意を岩手県にお届けすることで地域の発展につながる事業を支援するとともに、その効果がお客さまに還元される好循環を創出しています。なお、2020年度末において本商品をご利用いただいた50社のご厚意を岩手県にお届けしています。

また、国の重要文化財に指定されている「岩手銀行赤レンガ館」の公開など、地域の賑わい創出や文化振興に資する活動に取り組んでいます。また、二戸市内に当行が管理する漆の林（愛称：「いわぎん漆の郷」）を所有して、漆の苗木の植栽や保全を行うなど、地域ブランドを守る・育てる活動を続けています。

○持続可能な地域社会の実現に向けた取り組み

当行は2019年9月に持続可能な社会の実現のため国際社会全体で取り組むべき目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）の趣旨に賛同し、その達成に一層貢

献していくことを目的として「いわぎんグループSDGs宣言」を策定しています。

その取組みの一環として、2017年2月より、寄付型CSR私募債であるいわぎん「みらい応援私募債」を引き受け、当行が受取る私募債発行手数料の一部を寄付金として拠出し、私募債発行企業が指定する学校等に対して書籍やスポーツ用品等の寄贈を行っています。2020年度のいわぎん「みらい応援私募債」の引受実績は32社27億円となりました。なお、本商品については、お取引先企業と当行の双方におけるSDGsへの理解の深化を促すとともに、地域の更なる持続的な発展への取組みをより一層リードしていくため、商品性の一部見直しを行い、2021年4月より「いわぎんSDGs私募債」（寄付貢献型私募債）としてリニューアルしています。これまで寄贈先の対象であった学校等に加え、地域のSDGs達成に積極的に取り組む団体等への寄贈にも対応できる設計としており、地域全体でSDGs達成に取り組む機運の醸成にも取り組んでいます。

2021年3月で東日本大震災から10年が経過しましたが、当行では地域のお取引先企業の大規模地震リスク対策として、震災時元本免除特約付き融資「バックアップ・プラン」を取扱いして、発生自体を避けることができない震災への対策を支援しています。なお、「バックアップ・プラン」の実行累計は2020年度末で40件、約33億円となっています。

○商品・サービス

事業者の皆さまの経営基盤強化や事業継続力の強化を支援することを目的として、事業性損害保険販売業務を開始しました。事業性理解を通じたコンサルティングにより、お客さまから多種多様な経営課題・ニーズを伺う中で、各種リスク対応、人事労務面等の課題、海外進出の検討等に対応し、お取引先の企業価値向上に貢献することを目的としています。

また、株式会社フィッティング・ハブ、日本アイ・ビー・エム株式会社、日本電気株式会社が提供する電子契約実証実験環境において、マイナンバーカードとスマートフォンによる電子契約の実証実験を開始しました。ペーパーレス、押印レス、非対面ビジネスへの社会的ニーズに対応するため、マイナンバーカードを活用し、幅広いお客さまに簡単に確実な電子契約環境を提供することを目指しています。

○店舗施策

効率的な営業体制を構築し、お客さまへより一層質の高い金融サービスを提供するため、2020年度は八戸駅前支店を根城支店内へ、月が丘支店を青山町支店内へ、城西支店を材木町支店内へ、本町支店を本店営業部内へ、それぞれ「店舗内店舗」方式により移転しました。また、東日本大震災の被害を受けて仮店舗で営業を行っていた気仙沼支店、大船渡支店をそれぞれ移転新築し、これにより被災した沿岸8店舗すべての再建が完了しました。

なお、新型コロナウイルスの影響下においても安定した金融サービスを提供するため、本部および一部営業店においてスプリットオペレーションや昼時間休業を実施し、感染

防止対策と業務継続を両立した店舗運営を行っています。

(主要勘定および損益の状況)

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

○預金等

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金や法人預金が増加したことから、前期末比2,139億円増加し、期末残高は3兆4,245億円となりました。

また、預り資産は、投資信託や保険の残高が増加したことから、前期末比313億円増加し、期末残高は3,144億円となりました。

○貸出金

貸出金は、地方公共団体向け貸出が減少したものの、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことから、前期末比839億円増加し、期末残高は1兆9,043億円となりました。

○有価証券

有価証券は、国債等の残高が減少したことから、前期末比120億円減少し、期末残高は1兆1,910億円となりました。

○損益の状況

経常収益は、株式等売却益などのその他経常収益が増加したものの、有価証券利息配当金などの資金運用収益が減少したことにより、前期比56百万円減収の402億9百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額が増加した一方で、営業経費のほか、株式等償却などの有価証券関係損失が減少したことから、前期比3億52百万円減少の346億63百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比2億95百万円増益の55億45百万円となりました。当期純利益は、法人税等の増加などにより同12億77百万円減益の25億32百万円となりました。

④ 対処すべき課題

当行では現中計の時間軸として、前半2年間で事業領域拡大・デジタル分野強化に向けた基盤整備や当行グループの将来を支える収益基盤を構築するための期間とし、後半の2年間については前半2年間で確立した事業基盤と新たな事業領域への取組みを確実に成果に結びつける期間と位置付けており、その時間軸を踏まえて次の分野の取組みを特に強化しています。

○収益構造の改革・体制の再構築

当行では2017年10月から、経営体質強化プロジェクトとして本部および営業店のB P R、店舗再編を中心とした経営体質の強化に向けた取組みを進めています。本部および営業店のB P Rは業務内容に応じて人員を適正化させ、人員の再配置を行うものです。また、店舗再編はプロジェクト期間（2017年10月～2023年3月）において対象店舗を設定して店舗内店舗方式を中心とした形態で統合・縮小する計画です。加えて、同プロジェクトではコスト構造改革についてもあわせて進めています。

B P Rや店舗再編、コスト構造改革など本プロジェクトが目指すところは、業務の効率性と生産性を向上させて営業人員を創出することによってお客さまとの接点を増やし、収益力を強化する、同時にコスト構造の最適化を図り、将来的にいかなる環境にあっても地域を支え得る経営体質の構築です。本プロジェクトは中計でも中核をなすものであり、営業人員の創出によって稼ぐ力を強化することにより、低金利環境の継続などで想定される収益の落ち込みを最大限抑制するとともに、コスト構造を見直すことによって、中計最終年度で目標とする利益を確保する計画としています。

○新事業・デジタル分野等への積極的投資

地域の活性化につながる新たな事業領域の創出に関しては、2020年4月に事業承継対策、M&A支援などの事業承継支援業務と事業戦略・経営計画策定支援、中核人材紹介などの経営支援業務を行う「いわぎんコンサルティング株式会社」と、お客さまの販路拡大やブランディングに関する支援業務のほか、地域の事業者や自治体との連携により地域活性化に資する地域商社事業を行う「manordaいわて株式会社」を当行全額出資のもと設立しました。

いわぎんコンサルティング株式会社は、お客さまからのニーズが高まっている事業承継支援について、これまで銀行本体が提供してきたサービスを新会社に移行することで、より専門性の高い支援を行うほか、経営支援業務として、お取引先企業の多くが課題として認識している人材確保・人事労務対策、経営計画策定などに対してきめの細かいコンサルティングサービスを提供しています。

manordaいわて株式会社は、新たな事業領域に進出することで地域活性化と産業創出を促し、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、SDGsやCSV施策に連動したソーシャルインパクト事業に取り組むことで地域の持続可能性を高めていくことを目指します。具体的には、県内の伝統産業に関する情報発信、地域のデザイナーやクリエイターとの協業による地域ブランド品の開発、まちづくり・賑わい創出のほか、岩手の基幹産業である一次産業の活性化などにも積極的に取り組んでいます。

また、急速に進展するデジタル化に対し、お客さまの利便性向上と業務効率化への支援強化を目的として、若手行員を中心としたデジタルトランスフォーメーション推進の専担部署「DX Lab」を2021年2月に新設しました。現在、お客さま志向のデジタル環境の構築を目指し、①デジタル接点の強化、②オムニチャネル、③データ利活用、④職員の営業活動支援などへの取組みを進めています。また、2020年度はデジタルテクノロジーを用いたサービスやアイデア等を募集するビジネスコンテスト「X-Tech innovation 2020」へ参画しました。

○職員一人ひとりが活躍できる態勢の整備

人材の育成に関しては、当行の将来を担う若手行員の育成と定着化が極めて重要な課題と捉えています。近年は業務が多様化してきているほか、お客さまのライフプランニングやコンサルティング、フィンテックなど、より深い専門知識やノウハウを兼ね備えた人材が必要となってきたことから、専門人材向けのキャリアデザインに関する検討も行っています。また、岩手県内における若手イノベーション人材の育成を目的として東日本電信電話株式会社岩手支店と共催した「協創力育成プログラム」に行員を派遣しました。

職員一人ひとりが活躍できる環境の整備に関しては、職員が自律的、効率的に労働時間を配分することにより、生産性の向上や労働時間の削減、育児・介護・通院など「仕事と生活の調和」をより一層促進することを目的として2020年4月からフレックスタイム制度を導入しています。また、自由闊達で風通しのよい組織風土を醸成し、より一層柔軟な発想を生み出すことなどを目的として2020年11月より試験的に実施してきた「ビジネスカジュアルデー」の取組みを発展させ、2021年4月からはTPOにふさわしく、清潔かつ機能的で業務遂行にふさわしい服装にて営業する「就業時における服装の多様化」を実施しています。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	3,080,151	2,957,423	2,968,721	3,205,789
定 期 性 預 金	1,175,952	1,067,209	1,022,725	1,013,726
そ の 他	1,904,198	1,890,214	1,945,995	2,192,062
社 債	－	－	－	－
新 株 予 約 権 付 社 債	10,624	－	－	－
貸 出 金	1,755,954	1,799,308	1,820,361	1,904,305
個 人 向 け	394,696	416,042	439,591	472,991
中 小 企 業 向 け	560,681	591,729	621,596	688,979
そ の 他	800,577	791,536	759,172	742,333
商 品 有 価 証 券	－	－	－	－
有 価 証 券	1,301,577	1,221,926	1,203,099	1,191,039
国 債	326,975	239,026	210,187	182,535
地 方 債	331,192	342,427	375,118	356,571
そ の 他	643,409	640,472	617,793	651,932
総 資 産	3,554,548	3,507,706	3,485,152	3,838,835
内 国 為 替 取 扱 高	18,602,117	18,557,253	18,207,081	18,019,943
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 260	百万ドル 231	百万ドル 275	百万ドル 245
経 常 利 益	8,017	6,418	5,250	5,545
当 期 純 利 益	5,474	4,469	3,810	2,532
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 305 73	円 銭 249 48	円 銭 213 97	円 銭 143 95

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	47,168	48,520	45,244	45,318
経常利益	8,283	6,329	5,320	6,156
親会社株主に帰属する当期純利益	5,523	4,186	3,784	2,896
包括利益	6,158	△1,221	△11,286	15,271
純資産額	203,378	200,944	187,456	201,631
総資産	3,556,832	3,509,420	3,485,537	3,840,962

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,430人
平均年齢	39年5月
平均勤続年数	16年10月
平均給与月額	349千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
岩手県	91店	(うち出張所2)
宮城県	9店	(-)
青森県	7店	(-)
秋田県	1店	(-)
東京都	1店	(-)
計	109店	(うち出張所2)

- (注) 1. 上記の営業店のうち14店については同一建物内において複数店舗が営業する形態（店舗内店舗）となっております。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を200カ所設置しております。

ロ. 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

(注) 次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備 (3カ所)

月が丘 (盛岡市)

十八日町 (久慈市)

城西 (盛岡市)

② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備 (19カ所)

ジョイス球場前店 (盛岡市)

花巻空港 (花巻市)

一ノ関駅 (一関市)

種市庁舎 (洋野町)

浄法寺総合支所 (二戸市)

水沢病院 (奥州市)

都南総合支所 (盛岡市)

奥州市役所 (奥州市)

小泉産業ビル (盛岡市)

大井電気 (奥州市)

岩手大学工学部 (盛岡市)

岩手医科大学循環器医療センター (盛岡市)

トヨタ自動車東日本(株)大衡工場 (宮城県黒川郡)

ニッソー (盛岡市)

釜石小川 (釜石市)

小沢商会 (奥州市)

ヤマゴン啄木店 (盛岡市)

リコーインダストリアルソリューションズ (花巻市)

土の館 (久慈市)

ハ. 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	1,801

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
1. ソフトウェアの導入・更改	419
2. 大船渡支店の新築	375
3. 本店別館の設備更新	299
4. A T M関連	182
5. 気仙沼支店の新築	178

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いわぎんビジネス サービス株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	現金の精算・ 整理業務等	10百万円	100.0%	－
いわぎんリース・ データ株式会社	盛岡市中ノ橋通 一丁目5番31号	電 算 機 に よ る 処理受託業務、 リース業務等	30百万円	100.0%	－
株式会社いわぎん ディーシーカード	盛岡市中央通 一丁目2番3号	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務、 信用保証業務等	20百万円	100.0%	－
株式会社いわぎん クレジットサービス	盛岡市盛岡駅前 通14番10-301号	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務、 信用保証業務等	20百万円	100.0%	－
い わ ん コンサルティング株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	コンサルティング業務	100百万円	100.0%	－
manordaいわて株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	地 域 商 社 業 務	70百万円	100.0%	－

(注) 1. いわぎんコンサルティング株式会社およびmanordaいわて株式会社は、2020年4月1日に設立しており、当事業年度より子会社としております。
2. いわぎんビジネスサービス株式会社は2021年3月31日付で解散し、現在清算手続き中であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
高 橋 真 裕	取締役会長(代表取締役)		
田 口 幸 雄	取締役頭取(代表取締役)		
佐 藤 求	専務取締役		
佐々木 泰 司	常務取締役		
石 川 健 正	常務取締役		
柿 木 康 孝	常務取締役		
新 里 真 士	常務取締役		
高 橋 温	取 締 役(社外取締役)	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役	
宇 部 文 雄	取 締 役(社外取締役)		
宮野谷 篤	取 締 役(社外取締役)	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 ダイビル株式会社 取締役	
千 葉 祐 嗣	取締役監査等委員(常勤)		
小 原 忍	取締役監査等委員(社外取締役)	株式会社岩手めんこいテレビ 常勤監査役	
菅 原 悦 子	取締役監査等委員(社外取締役)		
渡 辺 正 和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士	

- (注) 1. 取締役監査等委員の千葉祐嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 第138期定時株主総会終結の時をもって、取締役 三浦茂樹氏、取締役 三浦宏氏、取締役監査等委員 吉田瑞彦氏は退任しました。
3. 取締役(社外取締役)高橋温氏、取締役(社外取締役)宇部文雄氏、取締役(社外取締役)宮野谷篤氏、取締役監査等委員(社外取締役)小原忍氏、取締役監査等委員(社外取締役)菅原悦子氏、取締役監査等委員(社外取締役)渡辺正和氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当行は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）について人事担当役員と頭取が役員報酬決定方針の原案を作成し、2021年2月25日開催の定例取締役会において当該決定方針を決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」との経営理念に基づいて役員報酬制度を設計しています。取締役の報酬水準については、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当行と同業種に属する企業の水準を確認したうえで、決定しております。社外取締役と監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については固定報酬・役員賞与および株式報酬型ストックオプションを、監査等委員である取締役および社外取締役には固定報酬のみ支給しています。

固定報酬は、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

役員賞与は、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。株式報酬型ストックオプションは、取締役報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として支給します。

具体的な報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とします。毎年の付与金額は、会長・頭取「上限13,100千円」、代表取締役専務「上限7,200千円」、専務取締役「上限6,900千円」、常務取締役「上限3,400千円」、常勤取締役「上限1,900千円」を上限額とし、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月の取締役会にて発行を決議し、7月の取締役会決議をもって割り当てします。また割当対象者は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、当該新株予約権を行使できるものとします。

当行の役員報酬は、固定報酬、株式報酬型ストックオプションを外部調査機関による役員報酬調査データ等により定め、賞与は当事業年度の決算短信に公表している個別業

績予想の当期純利益および役員の業績貢献度等により決定するため、報酬構成比率（割合）は明確に定めていませんが、目標業績達成時における、固定報酬・役員賞与・株式報酬型ストックオプションの割合は、概ね以下のとおりとなります。

役員区分	固定報酬	役員賞与	株式報酬型 ストックオプション
代表取締役会長・頭取	7割	1割	2割
専務取締役	7割	1割	2割
常務取締役	8割	1割	1割

- ハ. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的に協議および精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

- 二. 上記ロ. の方針以外の会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役については、固定報酬のみを支給しております。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

② 報酬等の額の決定内容

- イ. 当該定款の定めを設けた日または当該株主総会の決議の日

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において決議しております。

- ロ. 当該定めの内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、役員賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で年額80百万円以内の範囲で割り当てることが決議されております。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額60百万円以内と決議しております。

- ハ. 当該定めに係る会社役員の員数

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位：百万円）

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
監査等委員を除く取締役 （うち社外取締役）	260 (11)	190 (11)	22 (一)	47 (一)	14名 (4名)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	31 (11)	31 (11)	一 (一)	一 (一)	5名 (4名)

（注） 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 役員賞与は、会社法上の業績連動報酬（施行規則第98条の5第2号）には該当せず、金銭報酬の一部（施行規則第98条の5第1号）として種別しております。また役員賞与の算定の基礎として、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。

3. 非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションを交付しております。

当事業年度に係る当該株式報酬型ストックオプションは、「株式会社岩手銀行 第8回株式報酬型新株予約権」であり、その内容は次のとおりであります。

・新株予約権の割当日：2020年7月27日

・新株予約権の数：186個

・目的となる株式の種類および数：当行普通株式18,600株

・新株予約権の行使期間：2020年7月28日から2050年7月27日まで

・権利行使価額（1株当たり）：1円

・権利行使についての主な条件：新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 支給人数には、2019年6月21日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、および取締役を退任し取締役監査等委員に就任した1名（2019年7月23日逝去により退任）、ならびに2020年6月23日開催の第138期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、および取締役監査等委員1名が含まれております。

5. 第136期定時株主総会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）

年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）

株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内

監査等委員である取締役

年額60百万円以内

(3) 責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。当該保険契約の被保険者は、取締役および監査等委員会設置会社移行前（監査役会設置会社）における監査役で、既に退任している役員および保険契約の保険期間中に新たに選任される役員、死亡した役員の相続人も対象となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
高 橋 温	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役
宮 野 谷 篤	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 ダイビル株式会社 取締役
小 原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 常勤監査役
渡 辺 正 和	弁護士

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言状況 および社外取締役が果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
高 橋 温	9年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇 部 文 雄	7年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宮野谷 篤	0年9月	2020年6月の就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席しております。	金融機関出身者として、金融政策に関する豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
小 原 忍	8年9月	当期開催の取締役会14回および監査等委員会13回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
菅 原 悦 子	2年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に、監査等委員会13回のうち12回に出席しております。	学識経験者としての専門的知識や幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
渡 辺 正 和	0年9月	2020年6月の就任以降に開催された取締役会11回および監査等委員会11回の全てに出席しております。	弁護士としての幅広い法律知識や識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	22	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2020年6月23日開催の第138期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、および取締役監査等委員1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 49,450千株
発行済株式の総数 18,497千株
(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

6,752名

(3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	855千株	4.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	836	4.75
岩手県企業局	611	3.47
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	610	3.47
岩手県	576	3.27
明治安田生命保険相互会社	481	2.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	466	2.65
岩手銀行行員持株会	418	2.37
株式会社三菱UFJ銀行	351	1.99
住友生命保険相互会社	300	1.70

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、自己株式903千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 神宮厚彦 指定有限責任社員 高橋秀和 指定有限責任社員 成島徹	57	マイナポイントに係る合意された手続業務ほか

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、2020年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任 あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査等委員会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査等委員会は、経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築しております。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底しております。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としましては、コンプライアンスに関する重要事項について常務会に代わって協議を行うコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を配置しております。さらに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築しております。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理を常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」（BCP）を定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に基づき明確にして行う体制としております。

(5) 当行および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役が主要な子会社等の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署が子会社等における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

連結経営に対応した子会社等の監視・監督を実効的かつ適正に行うため、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査等委員会による調査および会計監査人による外部監査を実施しております。

当行と子会社等との取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っているほか、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査等委員会がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が意見交換することとしております。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役（監査等委員である取締役を除く）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従うこととしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査等委員会の意見を求めることとしております。

(8) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人または子会社等の取締役等および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行および当行取締役が役員に就任している子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査等委員会に対し速やかに報告いたします。

当行および子会社等の取締役および使用人は、当行の監査等委員会が業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

(9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して報告をした者について、人事上およびその他一切の不利益な処遇は行わないこととしており、行内規程に定めております。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行上必要な費用の前払いや償還の手続等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会を組織する監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とし、対外透明性を担保しております。また、監査等委員会は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度（第139期）における本基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務執行の適正性および効率性の確保ならびにリスクマネジメント

定例取締役会を12回開催したほか、常務会を35回、コンプライアンス委員会を4回開催しました。また、各種リスク管理の協議機関として信用リスク委員会を4回、ALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク委員会を4回開催しました。さらに、法令違反等を未然に防止する等の目的で内部通報制度を制定しています。

(2) グループとしての業務の適正性の確保

子会社等とのコンプライアンスに関する連絡会議を2回開催しました。また、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査等委員会による調査および会計監査人による外部監査を実施しました。

(3) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査するため、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

監査等委員会は、代表取締役との定期的会合を2回、監査等委員ではない社外取締役との会合を1回開催し意見交換を行いました。また、監査等委員と内部監査部署による情報交換会を14回開催したほか、監査等委員と会計監査人による会合を17回開催し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

貸借対照表

(单位：百万円)

科目の目録		金額	科目の目録		金額
現金	預金	637,270	預金	現金	3,205,789
現金	預金	38,860	現金	現金	56,719
現金	預金	598,410	現金	現金	2,018,524
現金	預金	23,000	現金	現金	62,853
現金	預金	5,607	現金	現金	2,473
現金	預金	10,707	現金	現金	997,736
現金	預金	1,191,039	現金	現金	15,990
現金	預金	182,535	現金	現金	51,491
現金	預金	356,571	現金	現金	218,746
現金	預金	335,679	現金	現金	7,749
現金	預金	43,510	現金	現金	171,938
現金	預金	272,742	現金	現金	171,938
現金	預金	1,904,305	現金	現金	15
現金	預金	2,119	現金	現金	10
現金	預金	47,238	現金	現金	4
現金	預金	1,683,403	現金	現金	24,436
現金	預金	171,543	現金	現金	1,937
現金	預金	2,074	現金	現金	1,859
現金	預金	47,601	現金	現金	575
現金	預金	85	現金	現金	1
現金	預金	2,937	現金	現金	5,609
現金	預金	8,581	現金	現金	116
現金	預金	33	現金	現金	100
現金	預金	35,964	現金	現金	14,236
現金	預金	15,886	現金	現金	22
現金	預金	5,540	現金	現金	1,410
現金	預金	8,670	現金	現金	373
現金	預金	41	現金	現金	202
現金	預金	4	現金	現金	7,490
現金	預金	1,628	現金	現金	4,962
現金	預金	1,503	現金	現金	3,643,137
現金	預金	1,253	現金	現金	12,089
現金	預金	59	現金	現金	4,811
現金	預金	189	現金	現金	4,811
現金	預金	6,399	現金	現金	153,187
現金	預金	4,962	現金	現金	7,278
現金	預金	△11,522	現金	現金	145,909
現金	預金		現金	現金	932
現金	預金		現金	現金	139,080
現金	預金		現金	現金	5,896
現金	預金		現金	現金	△3,884
現金	預金		現金	現金	166,203
現金	預金		現金	現金	32,544
現金	預金		現金	現金	△3,303
現金	預金		現金	現金	29,241
現金	預金		現金	現金	252
現金	預金		現金	現金	195,697
現金	預金		現金	現金	3,838,835

第139期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	40,209	特 別 利 益	24
資金運用収益	28,298	固定資産処分益	24
貸出金利息	17,336	特 別 損 失	641
有価証券利息配当金	10,872	固定資産処分損失	104
コールローン利息	20	減 損 損 失	537
預 け 金 利 息	57	税 引 前 当 期 純 利 益	4,929
その他の受入利息	10	法人税、住民税及び事業税	2,617
役 務 取 引 等 収 益	7,211	法 人 税 等 調 整 額	△ 221
受入為替手数料	2,393	法 人 税 等 合 計	2,396
その他の役務収益	4,818	当 期 純 利 益	2,532
そ の 他 業 務 収 益	305		
商品有価証券売買益	0		
国債等債券売却益	144		
金融派生商品収益	160		
その他の業務収益	0		
そ の 他 経 常 収 益	4,394		
株式等売却益	3,658		
金銭の信託運用益	186		
その他の経常収益	549		
経 常 費 用	34,663		
資金調達費用	875		
預 金 利 息	328		
譲 渡 性 預 金 利 息	5		
コールマネー利息	△ 2		
債券貸借取引支払利息	0		
借 用 金 利 息	10		
金利スワップ支払利息	528		
その他の支払利息	3		
役 務 取 引 等 費 用	3,808		
支払為替手数料	333		
その他の役務費用	3,475		
そ の 他 業 務 費 用	802		
外国為替売買損	27		
国債等債券売却損	136		
国債等債券償還損	638		
営 業 経 費	24,449		
そ の 他 経 常 費 用	4,728		
貸倒引当金繰入額	4,155		
貸 出 金 償 却	0		
株 式 等 売 却 損	181		
株 式 等 償 却	188		
金銭の信託運用損	40		
債 権 売 却 損	7		
その他の経常費用	153		
経 常 利 益	5,545		

第139期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	637,336	預 金	3,202,253
コールローン及び買入手形	23,000	譲 渡 性 預 金	212,646
買 入 金 銭 債 権	5,607	コールマネー及び売渡手形	7,749
金 銭 の 信 託	10,707	借 用 金	171,938
有 価 証 券	1,187,839	外 国 為 替	15
貸 出 金	1,898,552	そ の 他 負 債	30,038
外 国 為 替	2,074	役 員 賞 与 引 当 金	22
そ の 他 資 産	62,103	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,812
有 形 固 定 資 産	16,178	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	20
建 物	5,548	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	373
土 地	8,670	偶 発 損 失 引 当 金	202
リ ー ス 資 産	42	繰 延 税 金 負 債	7,295
建 設 仮 勘 定	4	支 払 承 諾	4,962
その他の有形固定資産	1,913	負 債 の 部 合 計	3,639,331
無 形 固 定 資 産	1,505	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,256	資 本 金	12,089
リ ー ス 資 産	59	資 本 剰 余 金	5,666
その他の無形固定資産	189	利 益 剰 余 金	158,440
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,812	自 己 株 式	△ 3,884
繰 延 税 金 資 産	353	株 主 資 本 合 計	172,312
支 払 承 諾 見 返	4,962	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	32,858
貸 倒 引 当 金	△ 15,070	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,303
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 488
		その他の包括利益累計額合計	29,066
		新 株 予 約 権	252
		純 資 産 の 部 合 計	201,631
資 産 の 部 合 計	3,840,962	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,840,962

第139期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	45,318	特 別 利 益	24
資 金 運 用 収 益	28,054	固 定 資 産 処 分 益	24
貸 出 金 利 息	17,338	特 別 損 失	641
有 価 証 券 利 息 配 当 金	10,627	固 定 資 産 処 分 損	104
コ ー ル ロ ー ン 利 息	20	減 損 損 失	537
及 び 買 入 手 形 利 息	57	税金等調整前当期純利益	5,539
預 け 金 利 息	10	法人税、住民税及び事業税	2,789
そ の 他 の 受 入 利 息	8,236	法 人 税 等 調 整 額	△ 147
役 務 取 引 等 収 益	4,601	法 人 税 等 合 計	2,642
そ の 他 業 務 収 益	4,425	当 期 純 利 益	2,896
そ の 他 経 常 収 益	4,425	親会社株主に帰属する当期純利益	2,896
償 却 債 権 取 立 益	0		
そ の 他 の 経 常 収 益	4,425		
経 常 費 用	39,162		
資 金 調 達 費 用	875		
預 金 利 息	328		
譲 渡 性 預 金 利 息	4		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 2		
及 び 売 渡 手 形 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	10		
借 用 金 利 息	533		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,394		
役 務 取 引 等 費 用	4,831		
そ の 他 業 務 費 用	25,473		
営 業 経 費	4,587		
そ の 他 経 常 費 用	3,974		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	612		
そ の 他 の 経 常 費 用	612		
経 常 利 益	6,156		

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神宮厚彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋秀和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島徹	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神宮厚彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋秀和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 岩手銀行	監査等委員会
常勤監査等委員	千葉 祐 嗣 ㊟
監 査 等 委 員	小 原 忍 ㊟
監 査 等 委 員	菅 原 悦 子 ㊟
監 査 等 委 員	渡 辺 正 和 ㊟

(注) 監査等委員 小原忍、菅原悦子および渡辺正和は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室

電話 019 (623) 1111 (代表)



当行本店



【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

